

# 福岡県立宗像高等学校野球部OB会会則

## 第1章 総則

(名称及び所在地)

- 第1条 本会は、福岡県立宗像高等学校野球部OB会（以下「OB会」という。）と称する。
- 事務局所在地は、福津市中央1丁目1番1号 福津市役所福間庁舎内とする。

(目的)

- 第2条 本会は、福岡県立宗像高等学校野球部現役選手への応援・支援を行うとともに、OB相互の交流・親睦を深める事業や母校野球部の発展に必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
- 福岡県立宗像高校野球部現役選手への応援・支援への方針の決定
  - OB総会や懇親会等における運営、連絡・調整
  - OB会費の事務
  - その他本会の目的達成に必要な事業に関すること

## 第2章 組織

(組織)

- 第4条 本会は宗像高校野球部に在籍したことがある同高卒業生で構成する。

(役員)

- 第5条 本会に次の役員を置き、各役員は次の業務を司る。
- 会長（1名）は、本会を代表し、これを統裁する。
  - 副会長（2名）は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その代理をする。
  - 事務局長（1名）は、事業計画及び会計等の任にあたる。
  - 監査（2名）は、会計監査を司る。
  - マスターズ甲子園担当（1名）は、マスターズ甲子園に関する業務にあたる。
  - 役員は、職を兼務することができる。

(役員を選出と任期)

- 第6条 役員を選出と任期は次のとおりとする。
- 役員は、総会で選出する。任期は2年とする。但し、再任をすることができる。

(顧問)

- 第7条 本会に顧問を置くことができる。
- 顧問は、過去の会長経験者とし、会に対して指導助言を行う。

## 第3章 会議

(会議の種類)

第8条 本会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会議
- (3) 事務局会議
- (4) その他、会長が招集する会議

(総会)

第9条 総会は会長が招集し、次の事項を審議し、決定する。

- (1) OB会に関する方針
- (2) 会則の制定及び改廃に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他重要な事項に関する事
  - 2 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれにあたる。
  - 3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。出席が少ない場合は、書面（電子メール等を含む）決議を実施し、意見が無い場合は、承諾したものとする。
  - 4 総会は、原則8月の山の日とする。

## 第4章 専決処分

(専決処分)

第10条 会長は、緊急を要することで会議を招集することができない場合は、これを専決することができる。

- 2 会長は前項の規定により専決したときには、これを総会において報告し、その承認を得なければならない。

## 第5章 事務局

(事務局)

第11条 本会の事務処理は、事務局が担当する。

- 2 事務局には、事務局長（1名）を置き、事務局員を若干名定める。
- 3 事務に関し必要な事項は、会長が定める。

## 第6章 会計等

(経費)

第12条 本会の会計は、事務局が担当する。

- 2 収入は、OB会費その他収入による。

(会費)

第13条 会費は年会費一口一千円とし、二口以上を自主納付する。

(事業計画及び予算)

第14条 本会の事業計画及び収支予算は、総会により定め、収支決算は、監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が定める。
- 3 その他会計に関し必要な事項は、総会で審議する。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 付 則

(委任)

第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(マスターズ甲子園)

第17条 マスターズ甲子園については、マスターズ甲子園担当がその業務にあたり、その規約及び事務局等は、別に示す。

附 則

この会則は、平成26年8月1日より施行する。

令和6年11月2日改正